



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

秋元 譲

国の助成制度を活用した人事制度導入について～離職防止のために

昨今、様々な業種で人材不足、離職に拍車がかかり、企業の経営状況の悪化が社会問題しているところですが、慢性的な人手不足に悩む医療業界においては、特に深刻な問題となっています。

その様な中、厚生労働省では本年度、企業内人材育成推進助成金制度を創設しました。

本制度は国や公的団体の定めた評価基準を用いた評価制度を導入することにより、各企業に客観的な基準による評価制度、人材育成制度を定着させ、深刻な人材難を解決していこうという狙いがあるものです。

医療機関では様々な資格、職種が存在し、これらと業務経験、職能を考慮したキャリアパスを用意し、確固たる人事制度を創設することによって、求人を促進し、離職を防止する一助として活用できると考えます。また、医療機関においては介護事業を併設している事が多いため、介護業界において重要なキャリアパス及び処遇改善のきっかけ作りとなり、医療と介護の更なる連携を図ることができる制度導入を国が用意した基準によりその助成制度を用いて受けられるという画期的な支援制度です。

評価制度導入については、導入助成50万円、実施助成5万円/人ですので、決して大きな助成制度ではありませんが、人事制度が未整備でかつ、人材難に悩む医療機関の経営改善に資する制度といえるのではないのでしょうか。

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q & A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

飯塚 俊哉

Q. なぜ職場でメンタルヘルス対策をしなければならないのでしょうか。

A. 企業は、労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係法令によって、従業員の健康管理義務を負っており、従業員のメンタルヘルス管理も、労働法令に定められた事業主の義務に含まれています。

また近年では、業務に起因するうつ病などのメンタルヘルス不調により自殺に至り、企業の安全配慮義務違反や社会的責任等が問われ、民事訴訟では非常に高額な賠償命令が出されるなど、リスクマネジメントの観点からも企業の対応が進められています。

メンタルヘルス対策の強化として、国は平成17年10月に労働安全衛生法を改正して「長時間労働者の医師による面接指導の義務化」を施行し、平成18年3月に「労働者の心の健康保持増進のための指針」を公表しています。そして平成27年12月からは、常時50人以上の労働者を雇用する事業場に対し、ストレスチェック制度の実施を義務付けました。

また、平成19年12月には労働契約法が制定され、事業者の労働者に対する安全配慮義務（健康配慮義務）が明文化されました。